

総務省 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	
															補足資料
72	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカードの追記欄の余白がなくなった場合の追記欄へのシール添付対応の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードの追記欄に余白がなくなった場合、最新内容の表面記載のカードが必要な場合は、現行では再交付手続きが必要だが、交付までに約1ヶ月以上の期間がかかり、即時対応ができない。</li> <li>再交付手続きを行わなければ、表面記載が旧内容のままであるため、現行カードでは本人確認書類として認められない。</li> <li>転入者の場合、表面記載のみならず、継続した利用の手続きもできないことから、継続利用を行わず、カード機能が廃止となってしまう所持者も多い。</li> <li>再交付手続きは、再度の写真の準備が必要であり、再交付までの期間が長い等の理由により、写真の用意が不要で、比較的短時間の手続きで自宅での受取りが可能な通知カードに切り替える所持者もいる。</li> <li>再交付手続中や、旧情報のままのカード所持者は、マイナンバーカードを利用したサービスが受けられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>追記欄へのシール添付対応により、即時に表面記載の変更が可能となるため、再交付が不要となり、マイナンバーカードの未所持期間を生じさせることがなくなる。</li> </ul>	「個人番号カードの運用上の留意事項」及び「デジタルPMOの過去の問い合わせ 20180629 案件ID11054」	総務省	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	住民基本台帳カードはシール貼付が認められていた。また、松山市で現在、マイナンバーカード用に使用している差し込み式のリーダーライタで、シールを貼りつけた上で複数回、検証実施したが、支障はなかったため、国でも一定の検証を行っていただき、統一規格の配布対応を希望するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦小牧市、中標津町、盛岡市、秋田市、いわき市、白河市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、朝霞市、桶川市、柏市、袖ヶ浦市、品川区、川崎市、福井市、高山市、豊橋市、半田市、春日井市、西尾市、豊明市、野洲市、島本町、神戸市、南あわじ市、串本町、岩国市、山陽小野田市、徳島市、高松市、久留米市、糸島市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードの追記欄が狭く、すぐに再交付手続きが必要となり、所持者に不便が生じている。</li> <li>○当町においても、転入時、余白がないことによる説明等、対応に時間がかかっている。また、異動の多い春に集中するため、窓口対応に支障をきたしている。</li> <li>○転勤が多い住民の場合、再交付手続きに1ヶ月以上の期間がかかること、再交付申請中に転出する可能性もあり、その際には、カードが廃止となってしまう。再交付し新しいカードが届くあいだだけでもシール添付対応ができることカード所有者及び自治体にとっても事務の軽減が図られる。</li> <li>○転入者の場合、表面記載のみならず、継続した利用の手続きもできないことから、継続利用を行わず、カード機能が廃止となってしまう所持者も多い。再交付手続中や、旧情報のままのカード所持者は、マイナンバーカードを利用したサービスが受けられない。</li> <li>○マイナンバーカードの券面事項変更欄が狭く、場合によっては2回ほど転出入をすと満欄になってしまう。転出入が多い市民ほどマイナンバーカードの再交付に時間がかかること、次の異動がかかったら、手続きが面倒だというデメリット面が強調されてしまうのではないだろうか考える。</li> <li>○再交付には、写真が必要となり、また申請に再来庁を要するなど負担が生じている。</li> <li>○今後マイナンバーカードの健康保険証利用が本格的に実施される中、再交付手続中や、旧情報のままのカード所持者に対し不都合が生じるため、追記欄へのシール添付対応により、即時に表面記載の変更を可能とし、マイナンバーカードの未所持期間を生じさせることのないようにすべきである。</li> <li>○当市ではタブレットによる無料写真撮影や申請時来庁方式の導入予定により、再交付申請による住民の負担は軽減されるものの、交付までに1カ月以上の期間がかかり、マイナンバーカードを唯一の顔写真付き身分証としている場合は、交付までの間、本人確認となる書類が手元から無くなってしまふ</li> <li>○券面記載欄が小さいうえ、文字の大きさに統一性がないため、1度引っ越しただけで満欄になってしまう市町村もあり、カード保有者に迷惑をかけている状況である。</li> <li>○在留区分が中長期である外国籍のかたは、在留期間更新の都度券面に有効期間変更の旨を記載することから、すぐに追記欄の余白がなくなり、再度個人番号カードの交付申請の手続をお願いしなくてはならない。このことが、外国籍の方へのマイナンバーカードの普及促進にも妨げになっている。また、追記欄に余白がなくなった場合に再度交付申請の手続をすることは、写真の用意、受取りのための来庁等、申請者の負担になっている。</li> <li>○追記欄の余白が無い状態で転入してきた者については、現状、その場で継続利用処理が行えず、再交付申請が必要となる。しかし、再交付申請にあたっては、写真が必要であることから、転入手続きの際には申請がなされず、転入届出後90日以上が経過し、カード機能が廃止となる転入者が多くなっている。</li> <li>○満欄となった市民に再交付手続きを案内し、場合によっては失効する旨を伝えと、苦情をもらうことが多い。</li> </ul>	<p>マイナンバーカードの有効期間は通常10年とされているところ、追記欄への追記用のシール貼付を認めるためには、長期間利用できる耐久性を有し、偽造防止のための加工等が施されたシールが必要であるが、一般的なシール資材では、利用状況によっては1～2年程度で印刷の擦れ等が生じシール上の文字の識別が難しくなる可能性があること、保管状況によっては温度変化などの影響を受け接着剤が劣化してシールが剥がれやすくなること、スロットイン型のカード読取機器でカードを読み取る際にシールが機器内部で剥がれた場合、機器に詰まるなど機器が故障する可能性があることから、マイナンバーカードにシールを貼付して追記を行うことは技術的な課題が大きいと考えている。</p> <p>今後、追記欄の拡大を含め、可能な対応を検討してまいりたい。</p>	<p>「今後、追記欄の拡大を含め、可能な対応を検討してまいりたい。」とあるため、全国統一的なシールを国が作成し、市町へ配布するために、検証して技術的な課題を解決していただきたい。</p> <p>また、追記欄の拡大については、既に平成30年10月の「第71回全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会」で他の自治体から議題として挙がったものの、様式変更については、コストや時間がかかることから、現実問題としてすぐには難しいと内容で総務省から回答されているものと把握している。</p> <p>しかし、今回検討対象との内容でご回答いただいていることから、再度、具体的に検討していただきたい。</p> <p>既に支障事例にも挙げられているところであるが、現時点で更新に際し住民の理解を得ることに苦慮する場面があること、また、健康保険証としての利用も始まるなど、今後住民のカードの利用機会が増え、住民のほとんどがカードを所持するとの計画の中で、このような再交付が頻繁にあることは、住民にとって負担であり、地方自治体にとっても、必要な事務手続きのみならず、窓口で住民に更新への理解を求めると併せて、業務上の負担に直結すると考えられる。</p> <p>今回可能な対応をご検討いただけるとのことであるが、上記のことから、早急な対応を講じていただきたい。</p>	

総務省 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【白河市】 追記欄のシール貼付対応が技術的に難しいのであれば、追記欄の素材を電子的に何度も書き込みと消去が出来る素材(テレフォンカードの素材等)にするなど、他の対応方法も検討していただきたい。</p> <p>【品川区】 シールには固執しないが、回答にもあるように追記欄の拡大を含め、複数異動に対応できる形態を実現いただきたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>一次回答のとおり、追記欄の拡大を含め、引き続き可能な対応を検討してまいりたい。</p>	<p>5【総務省】 (16)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付申請(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等)に関する省令(平26総務省令85)29条1項については、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント関係会議)において検討することとされている券面表記の見直し等の状況を踏まえ、追記欄の拡大を含めた申請者及び市町村(特別区を含む。)の負担軽減を図るための方策について検討し、令和4年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	検討中	令和5年中に結論を得る。	<p>・マイナンバーカードにシールを添付する対応については技術的課題が大きく現時点で対応は困難と考えている。</p> <p>・令和3年2月のマイナンバーカード交付事務費補助金の要綱改正において、交付事務の効率化のための個人番号カードの券面記載事項の変更に係る経費を補助対象とするなど、自治体の負担軽減に取り組んできたところ。</p> <p>・「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント関係会議)に基づき、「マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表」を策定し、各種カードとの一体化等について各担当部局において検討を行っている。</p>	引き続き、申請者及び自治体の負担軽減を図るための方策について検討していく。